近病連発第２３－２号
平成２３年９月９日

厚生労働大臣　小宮山　洋子　様

近 畿 病 院 団 体 連 合 会
委員長　　真鍋 克次郎

平成２４年度診療報酬改定に係る要望書

自由民主党政権下において平成14年の医療制度改革関連法案及び平成18年の医療費適正計画のもと、医療費の自然増が抑制されてきた。平成 14 年の約 3,000 億円の削減に始まり、以後平成 20 年まで毎年約 2,200 億円の医療費を削減する医療費抑制策が執り行われてきた。その影響で多くの医療機関が赤字経営に追い込まれ、今や存亡の危機に立たされていることは周知の事実である。こうした多くの医療機関は疾病の予防や健康の維持、増進のための活動を行い、犠牲的奉仕精神で地域医療を支えている地域の医療機関である。一方で、平成 22 年度の国の財政赤字を加えた一人当たりの国民の社会保障費の潜在性国民負担率は、49.8%となっており、これは他のＯＥＣＤ加盟国と比較すれば最も低い水準にある。高齢化が最も進んでいる我が国において、この低い水準で世界でもトップレベルの医療を維持するためにそのしわ寄せを最も受けているのが様々な問題を抱えている医療の現場である。政府民主党は、平成21 年の総選挙でのマニフェストで OECD 加盟国の平均並みに医療費を引き上げると謳っているが、未だに前政権の政策は変更されていない。医療を崩壊させないために、以下の項目について要望する。

―　記　―

１．看護職員の月平均夜勤 72 時間規制を入院基本料の算定要件から除外するとともに、夜間の看護体制に応じたきめ細かな加算制度を創設すること。

２．職務上、必要と認められる会議及び研修会等に出席するための時間は看護職員を算出する際の勤務時間数に例外なく算入すること。

３．療養病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者の現行の医療法上の人員配置基準の経過措置が継続されるとともに、診療報酬及び介護報酬上の評価についても継続されること。また、療養病棟入院基本料１については、医療区分３及び２の患者の割合を８割以上から引き下げること。

以下、個々の要望項目について解説する。

１．近年、病院における看護職員の需給バランスは悪化を窮め、自院にとって最良とされる看護基準を取得できない病院が半数以上に及び、現状を維持することさえ困難な状態が続いている。このような環境の下、現在施行されている看護基準の月平均夜勤 72 時間の規制については、「労働基準法等の観点からすれば努力すべきこと」は凡そ理解できるが、これを診療報酬と結び付け、遵守できなければ、一律に診療報酬上で致命的なペナルティーを科す規定になっている点に大きな問題がある。すなわち当該規制が、本来労働基準法で指導されるべき事柄でありながら、上記の如き設定であるが故に、真に、効率的な医療の安全と看護の質の向上や、個々の看護職員が志望する勤務形態の多様化への順応等を課題に掲げる病院の方向性を悪戯に歪め、結果として、看護職員の真の待遇改善に逆行しかねないということ、なお当該規制こそ、看護職員安定確保のための費用を急激に高騰させ、今も病院の経営を悪戯に圧迫していること等は、最早明白な事実であり、決して看過できる問題ではない。この際診療報酬とは完全に切り離し、廃止することを強く求めるところである。ましてや、【64 時間規制の創設】など、現状無視も甚だしく断固として反対する。自院において最良とされる看護基準が取得でき、充分に病院機能を発揮させうる施策が講じられるべきである。

２．現在、診療報酬上、病棟外で行われる会議及び研修会等に出席するための時間については看護職員を算出する際の勤務時間に含まれないものとされている。しかし、院内外で行われる会議及び研修会等の参加は医療の安全と看護の質向上に直接寄与する必要不可欠なものであることから、例外なく勤務時間として認められるべきである。

３．平成 18 年の「医療法施行規則の一部を改正する省令」により、療養病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員配置基準が引き上げられ、平成 24 年 4 月 1 日からは看護師及び准看護師配置４：１（実質配置 20：１）以上、

看護補助者配置４：１（実質配置 20：１）以上が必要となる。これにより、医療療養病床では療養病棟入院基本料２の看護配置 25：１、介護療養病床では全ての施設サービス費の看護配置 6：1（実質配置 30：１）が人員配置基準に抵触し、診療報酬及び介護報酬上の評価がなくなることが危惧される。診療報酬及び介護報酬ともに包括点数である療養病床での看護配置基準の引き上げは、病院経営に深刻な影響を与え、今後も増加していく高齢患者の入院に支障が生じることになる。現行の医療法上の人員配置基準の経過措置が継続されるとともに、診療報酬及び介護報酬上の評価についても継続されるべきである。

以上

近 畿 病 院 団 体 連 合 会

（社）	大阪府病院協会	会長	今岡　真義
（社）	大阪府私立病院協会	会長	生野　弘道
	兵庫県病院協会	会長	守殿　貞夫
（社）	兵庫県民間病院協会	会長	吉田　耕造
（社）	和歌山県病院協会	会長	成川　守彦
（社）	奈良県病院協会	会長	榊　　壽右
（社）	滋賀県病院協会	会長	冨永　芳徳
（社）	滋賀県私立病院協会	会長	水野　光邦
	京都府病院協会	会長	梶田　芳弘
（社）	京都私立病院協会	会長	真鍋克次郎